

# 平成27年度 一般監査報告 概要

---

平成28年3月

北海道開発局

入札契約監察官・監察官

# 平成27年度 一般監査(入札契約事務の適正な執行について)

## 監査項目等

- 監査項目 設計変更(工事)、業務の契約・履行状況、車両管理業務(総合評価)の事務に関する取組
- 監査目的 発注事務の綱紀保持については、高知事案等を受け、これまで工事の入札契約事務手続きの改善や情報管理、応接ルールの徹底等に取り組んでいるが、その他、リスクが懸念される事務の取組状況について監査し、今後の入札契約事務の適正な執行に資する
- 監査対象・方法 ①本局関係課及び全開発建設部を対象に書面監査を実施。②札幌、旭川、釧路、網走開発建設部を対象に現地監査(面談監査)を実施

## 監査報告

### I 設計変更(工事)

#### 1. 設計変更(工事)の手続きについて

- 手続きの流れにおいて、一部で設計変更上申の審査終了前の日付けで変更等協議書を発出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⇒ 現地監査等で指導済み
- 受発注者間での手続きにおける設計変更に対する指示書・回答書について、一部で回答書の未受理、日付の記載誤り等あり  
・・⇒ 現地監査等で指導済み
- 設計変更手続きの円滑化に資する各開発建設部の取組・・⇒ 引き続き実施すること
  - ・本部契約課等から発注担当課へ設計変更予定リスト、手続き、日程等の周知メールを送付
  - ・本部事業課と各事務所間で、設計に関する注意点や上申書の提出期限に関する打合せ会議の実施
  - ・工事の進捗状況や問題事項を周知、共有するための事務所内ミーティングの実施
  - ・設計変更確認会議を実施するスケジュールを基本とした受注者と監督職員との調整

#### 2. 設計変更理由等の妥当性について

- 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、原則として別途の契約を締結するものとされているが、別途の契約をせず一体の工事として契約変更した理由について、一部、変更理由に一体不可分や緊急性を要する点についての記述が不足⇒ 必要性を、より具体的に記載すること

### II 業務の契約・履行

1. 通常指名競争の参加者選定は、透明性を保つとともに、地域要件を取り入れるなど中小企業の参加機会を考慮していた
2. 再委託・成果品の完了検査については、規定に基づき適正に実施していた

### III 車両管理業務

1. 技術提案内容への履行確認について、複数ある提案の中の一部において履行確認がなされていない、若しくは確認はしているが客観的に証明できる書類等を求めているケースあり・・⇒ 監督職員等へ周知徹底すること
2. 仕様書に定める備品の貸与について、大部分は業務を履行するために必要な備品等の貸与となっているが、極一部において必ずしも必要とされない備品類が貸与されているケースあり・・⇒ 現地監査等で指導済み
3. 総合評価における入札契約手続においては、入札説明書等を閲覧せずに技術資料が提出されていないか、提出された技術資料について参加者間の提案内容が酷似していないか等の、談合疑義事実の確認は適切に実施していた

## 監査項目等

- 監査項目 風通しの良い組織風土づくり、相談しやすい体制づくりに関する取組
- 監査目的 職員の減少や業務の多様化、高度化が進展する中、職員一人一人が生き生きと仕事をするように、働きやすい良好な職場環境を整備することが重要であることから、上記項目の取組状況を監査し、今後の円滑な業務運営に資する
- 監査対象・方法 ①本局関係課及び全開発建設部を対象に書面監査を実施  
②函館、小樽及び室蘭開発建設部を対象に現地監査(面談監査)を実施

## 監査報告

### I 風通しの良い組織風土づくりに関する取組状況

1. 現場訪問があまり行われていない開発建設部あり . . . . . ⇒ 幹部職員と意見交換する機会を増やすこと
2. 命令・解説・援助の認識が不十分 . . . . . ⇒ 本局は知識の付与に務めること
3. 課長補佐・上席専門官でコーチング研修に参加した者は少数 . . . . . ⇒ 効果的な啓発方法を検討すること
4. イン트라ネットの自己研修教材は活用されていない . . . . . ⇒ 活用されるよう周知の方法を検討すること

### II 相談しやすい体制づくりに関する取組状況

#### 《セクシュアル・ハラスメントの相談体制》

1. 新たに非常勤職員に採用された者に苦情相談窓口を説明 . . . . . ⇒ 引き続き丁寧な説明を継続すること
2. 苦情相談窓口の利用方法の周知なし . . . . . ⇒ より相談がしやすくなる方法を検討すること  
職員からの意見
  - ・セクハラに該当するか否かを外部の者から意見を聞きたい
  - ・匿名で相談したい
3. 管理者が相談を受けた場合の取扱い決めていない . . . . . ⇒ 取扱い方法を検討すること  
相談員が任命権者や本局に報告するか否かを定める

#### 《パワー・ハラスメントの相談体制》

- 開発建設の問い合わせ先は「総務課」と明記したが誰に相談して良いか分からない . . . . . ⇒ より相談がしやすくなる方法を検討すること

# 平成27年度 一般監査(「広報広聴活動について」)

## 監査項目等

- 監査項目 情報発信、地域とのコミュニケーションに関する取組
- 監査目的 平成27年度本省定期監察では、国土交通省の使命を果たすには、地域住民等様々な関係者の協力が不可欠であり、そのような関係者と適切にコミュニケーションを行うことが重要であるとの視点から、広報広聴に関する監査を実施  
講評において、職員が広報広聴の取組の中で地域住民等から寄せられる期待や評価の声に直接触れることで、組織への誇りやモチベーションの向上を得ることを示唆  
本監査では、本省定期監察の視点をふまえ、分かりやすく的確な情報発信と対外的コミュニケーションの場の確保に取り組んでいくための方策、さらには、職員が現場見学会等における説明を通じて得た経験が、自身のモチベーションの向上に結びついているかの視点から監査を実施
- 監査対象・方法 ①本局関係課及び帯広を除く開発建設部を対象に書面監査を実施  
②釧路、留萌及び稚内開発建設部を対象に現地監査(面談監査)を実施

## 監査内容

### I 報道機関への対応に関する取組

1. 日常、災害時ともに報道対応マニュアル等は整備済み
2. 災害時の広報班員への説明等が年度後半の場合もあり・・・・・・・・・・・・・・・・⇒ 年度早期の実施に努めること
3. 全開建でスキルアップセミナーを開催していた
4. 釧路開建では報道機関を招き講演会を開催していた

### II ホームページ等を用いた情報発信の取組

1. 開建により古い情報が未更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・⇒ 原課による定期的なチェック体制を構築すること
2. 留萌、稚内開建では日常から原課に啓発し未更新を防止していた
3. 各開建でトピックス等の短編記事の掲載を推進していた
4. 釧路開建では最新の施工状況を紹介するページを開設していた
5. 留萌開建では市の広報誌に事業紹介を掲載していた

### III 現場見学会等による対外的コミュニケーションの取組

1. 多くの開建では情報の提供が不十分・・・・・・・・・・・・・・・・⇒ 閲覧者目線での改善が必要である
2. 留萌開建では詳細情報へのリンクを都度貼ることを実施していた
3. 各事務所等で理解を得るための工夫を実施していた
4. 事務所等によっては、マニュアル等を作成し説明向上に努めていた
5. 事業のPRと地域とのコミュニケーション、説明能力の向上、組織への誇りや意欲の向上等につながる現場見学会等は重要である

### IV 広報広聴活動に関するフォローアップの取組

各開建では前年度の進捗状況を踏まえ広報広聴行動計画を策定し、また、広報に関する情報共有や意識向上に向けた取組を実施していた 3

# 平成27年度 一般監査報告

平成28年3月

北海道開発局

入札契約監察官・監察官

## はじめに

本監査報告は、「北海道開発局監査規則」（平成13年1月6日国土交通省訓令第81号）に基づき、

- 1 入札契約事務の適正な執行について
  - ・設計変更（工事）
  - ・業務の契約・履行状況
  - ・車両管理業務（総合評価）
- 2 働きやすい良好な職場環境の整備について
  - ・風通しの良い組織風土づくり
  - ・相談しやすい体制づくり
- 3 広報広聴活動について
  - ・情報発信の取組
  - ・地域とのコミュニケーション

について実施した一般監査結果を取りまとめたものである。

今後、本監査結果を踏まえ、引き続きコンプライアンスを推進し、北海道開発局における事務の適正な運営や綱紀の保持、不正行為の防止に努めることが必要である。

## 目 次

	P
1 入札契約事務の適正な執行について -----	1
・ 監査項目等 -----	2
・ 監査結果 -----	3
・ 意見 -----	6
2 働きやすい良好な職場環境の整備について -----	7
・ 監査項目等 -----	8
・ 監査結果 -----	9
・ 意見 -----	12
3 広報広聴活動について -----	14
・ 監査項目等 -----	15
・ 監査結果 -----	16
・ 意見 -----	20





## 1 入札契約事務の適正な執行について

## 監査項目等

### 1 監査の種別

一般監査（北海道開発局監査規則第5条第1号、第6条：定期的に行う監査）

### 2 監査項目

設計変更（工事）、業務の契約・履行状況、車両管理業務（総合評価）の事務に関する取組

### 3 監査目的・監査内容

発注事務の綱紀保持については高知事案等を受け、これまで工事の入札契約事務手続きの改善や情報管理、応接ルールの徹底等に取り組んでいるが、その他、リスクが懸念される次の事務について監査を実施したものである。

- ・設計変更（工事）
- ・業務の契約、履行状況
- ・車両管理業務（総合評価）

### 4 監査対象箇所、監査期間及び監査方法

本局及び全開発建設部を対象に書面監査を実施したほか、以下の現地監査（面談監査）を実施した。

#### 【現地監査実施概要】

監査対象箇所	監査期間
旭川開発建設部	平成27年12月17日
釧路開発建設部	平成28年1月18日
網走開発建設部	平成28年1月25日
札幌開発建設部	平成28年2月10日

## 監査結果

### 1 設計変更（工事）の手続きについて

「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（平成13年4月1日北開局工管第2号）には、「設計変更は、その必要が生じた都度、当該工事を担当する課又は事務所等の長がその内容を把握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認した上、「工事内容の変更指示書」（北海道開発局請負工事監督技術基準（平成元年6月7日北開局工第18号）様式第10号）により主任監督員を通じて行う。この場合、「設計変更上申書（監督技術基準様式第3号）によりあらかじめ契約担当官等の承認を得なければならない。」となっており、営繕部及び各開発建設部から設計変更時の関係書類を抽出し、確認を実施した。

#### （1）設計変更申請、承認等の手続きについて

手続きの流れとしては、設計変更上申書→審査書→工事の変更承認書→工事内容変更指示書・回答書→契約変更等協議書という順番となる。

概ね適正に行われていたが、設計変更上申に対する審査が終了するより前の日付けで、変更等協議書を発出しているケースが見受けられた。

#### （2）受発注者間での手続き等について

設計変更に対する指示書・回答書、設計変更確認会議の開催等について確認を実施した。

概ね適正に行われていたが、回答書の未受理、日付の記載誤り等が見受けられた。

#### （3）設計変更手続きの円滑化について

設計変更が集中する時期（年末や年度末）に、各開発建設部において以下の取り組みを実施し、手続きを円滑に行い、手続漏れや手戻りの防止について対策を講じていた。

- ・本部契約課等から発注担当課あてに、設計変更予定リスト、手続き、日程等の周知メールを送付し情報共有を図る。

- ・本部事業課と各事務所間で、積算に関する注意点や上申書の提出期限に関する打合せ会議の実施。

- ・事務所内のミーティングにおいて、工事の進捗状況や問題事項を周知、共有し、設計変更スムーズに対応できるようにしている。

- ・設計変更確認会議を実施するスケジュールを基本とし、受注者と監督職員との調整を図っている。

### 2 設計変更理由の妥当性について

「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（平成13年4月1日北開局工管第2号）」には、「変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、現に

施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの又は災害等の理由により緊急に施工する必要のあるものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」とされている。

また、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについての運用について」（平成13年4月1日工事課長事務連絡）では、上記通達に掲げる「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」には、「当初契約において、工事が変動する不確定要素を含んだ工事を発注した場合を含むものとする。」とされている。

変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事について、原則として別途の契約を締結するものとされているが、別途の契約をせず一体の工事として契約変更をした理由の妥当性について監査を実施した。

変更理由の記載について、具体的な理由に、一部欠けるようなものが見受けられた。

### 3 業務の契約・履行

入札契約に関する監査は、工事を中心に実施してきたところであるが、工事の対となる業務の発注について、競争参加資格の設定や契約後の履行が適正に行われているかを監査した。

#### (1) 通常指名競争について

通常指名競争に参加する者を指名する場合の基準は、「北海道開発局工事等競争参加者選定要領」（平成12年12月19日付け北開局工第333号）及び「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用について」（平成7年4月3日付け北開局工第5号）等により指名基準が定められているところであるが、業務発注件数に占める比重が大きく、発注者が競争参加者を指名する方式であることから、指名業者の選定等について着目した。

競争参加者の選定に当たっては、当局規程を前提としつつ、技術的特性の同種又は類似業務の実績をテクリス（アグリリス）により業者を検索することにより、透明性を保つとともに、参加機会の均等に配慮しながらも、地域要件を取り入れるなど、中小企業の参加を考慮（確保）しつつ、適正に処理されていた。

#### (2) 再委託について

建設コンサルタント業務等における再委託の取扱いについては、「建設コンサルタント業務等における再委託の取扱いについて」（平成17年6月22日付け北開局工管第57号）及び「土木設計業務等委託契約における再委託の承認手続き等の運用」について」（平成20年10月1日北開局工管第153号）等により、再委託承認に係る基準、業務履行体制の把握、随意契約における再委託の取扱いなどが定められており、それらについて確認した。

再委託の妥当性及び履行体制の把握については、発注担当課所か契約担当課のいずれか若しくは双方が確認する体制となっていた。

なお、随意契約により契約を締結した業務については、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとされて

いるが、3分の1を超えて再委託をしている事例はなかった。

(3) 成果品について

業務完了検査については、「北海道開発局土木設計業務等検査規程」（平成17年7月11日付け北開局工管第46-2号）及び「北海道開発局土木設計業務等検査基準（案）」（平成17年7月11日付け北開局工管第46-2号）等により規定されており、上記基準に基づき、契約図書により義務づけられた必要な資料の内容を確認したのち、成果品の検査を行うほか、業務計画書や打合せ記録簿により管理状況の検査を行っていた。

なお、修補指示書を発出するような事例は見られなかった。

4 車両管理業務

車両管理業務は、平成26年度から総合評価方式による入札の試行が開始され、平成27年度からは札幌開発建設部を除く開発建設部本部と全ての本部所在地事務所等で導入されている。その総合評価方式における入札契約手続きや履行確認などが適切に行われているかを監査した。

(1) 技術提案内容への履行確認について

総合評価に係る技術資料に記載された受注者からの提案事項については、実施不可と判断されたものを除き全て履行義務を負うこととされているが、複数ある提案の中の一部において履行確認がなされていない、若しくは確認はしているものの客観的に証明できる書類等を求めていないケースが見受けられた。

(2) 仕様書に定める備品等の貸与について

大部分の本部、事務所等において受注者に使用させる備品等は、真に業務を履行するために必要なものとなっているものの、極一部において業務を履行する上で、必ずしも必要とされない備品類が貸与されているケースが見受けられた。

(3) その他

総合評価における技術評価項目の評価は、各開発建設部の本部において評価を行っているため、開発建設部内の評価に統一性がある。

また、入札契約手続において、入札説明書等を閲覧せずに技術資料が提出されていないか、提出された技術資料について、参加者間の提案内容が酷似していないか、共通の誤記載がないか、などの談合疑義事実の確認は適切に行われていた。

## 意見

設計変更（工事）、業務の契約・履行、車両管理業務等について、各種通達等に基づき取組が概ね適正に実施されているところであるが、以下の点も踏まえ、引き続き取組の定着を図っていくべきである。

- 1 工事の設計変更理由については、説明責任を果たすためにも、一体不可分・緊急性等による変更の必要性を、より具体的に記載するよう留意願いたい。  
なお、設計変更手続きの円滑化については、手続き漏れ等の防止をより一層図るために、各種の取り組みを引き続き実施されたい。
- 2 車両管理業務については、受注者が技術資料に記載した提案については、実施不可と判断されたものを除き全て履行義務を負うことを監督職員等へ周知徹底すること。  
また、それぞれの受注者毎の提案に関する履行確認において、客観的に証明できる書面等が取得しづらい項目においては、確認簿などを作成し、その実施を記録すること。

## 2 働きやすい良好な職場環境の整備について

## 監査項目等

### 1 監査の種別

一般監査（北海道開発局監査規則第5条第1号、第6条：定期的に行う監査）

### 2 監査項目

風通しの良い組織風土づくり、相談しやすい体制づくりに関する取組

### 3 監査目的・監査内容

職員の減少や業務の多様化、高度化が進展する中、職員一人一人が生き生きと仕事をする事ができるように、働きやすい良好な職場環境を整備することが重要であることから、上記項目の取組状況を監査し、今後の円滑な業務運営に資するものである。

### 4 監査対象箇所、監査期間及び監査方法

本局関係課及び全開発建設部を対象に書面監査を実施した。

また、具体的な取組状況を確認するため、函館、小樽及び室蘭開発建設部の幹部職員（総務担当次長）のほか、課長、課長補佐、上席専門官、専門官、係長、専門職、主任、一般職員、非常勤職員を対象に現地監査（面談監査）を実施した。

#### 【現地監査実施概要】

監査対象箇所	監査期間
函館開発建設部	平成27年12月21日
室蘭開発建設部	平成27年12月22日
小樽開発建設部	平成28年 1月15日



## 監査結果

### 1 風通しの良い組織風土づくり

「平成27年度北海道開発局コンプライアンス推進計画」において、幹部職員及び管理者はもとより、職場を構成する職員一人ひとりが、風通しの良い職場づくりに向けて、コミュニケーションの活性化を図りそれぞれの立場における役割を果たすとともに、職員相互のつながりを強化して組織の一体感を創出することが必要とされたことから、その実施状況について監査した。

#### (1) コミュニケーションの活性化と職員の役割の発揮

##### ① 幹部職員の役割

本局及び全ての開発建設部の幹部職員は、現場訪問を通じ開発建設部職員と直接意見を交わす機会を設け、また、新規採用職員との懇談会等を通じてコミュニケーションの活性化を図っていた。

小樽開発建設部では、幹部職員が、工事現場に赴いている事務所職員に配慮し、事務所に職員を集めたミーティング方式の現場訪問だけでなく、自ら個々の工事現場に出向き、現場代理人も交えてきめ細かな意見交換や業務指導を繰り返し行っていた。

函館開発建設部では、今年度の新規採用職員に昨年度の新規採用職員も参加させて幹部職員との懇談会を実施し、若手職員同士の縦のコミュニケーションについても活性化を図っていた。

稚内開発建設部では、年度当初に立てた「部の目標」の達成に向けて、部長と全職員との間で意見交換を行っていた。

いくつかの開発建設建設部では、幹部職員による現場訪問があまり行われていなかった。

##### ② 管理者の役割

現地監査の結果、開発建設部の課長等管理者は、職場内ミーティング等を効果的に活用し、風通しの良い職場づくりを意識して進めていることを確認した。

また、課長等管理者は部下職員からの報告・連絡・相談に対しては命令・解説・援助を励行するとされているが、命令・解説・援助という言葉自体の認識が十分ではないと思われる状況が見受けられた。

##### ③ 指導的立場の職員の役割

課長補佐、上席専門官等の指導的立場の職員は、課長等管理者と部下職員との意思疎通の橋渡し役として、管理者と連携して積極的に指導・助言を行うとされているところであり、本局は、その周知を図るため、新たな取組としてコンプライアンス・ハンドブックに職場のマネジメントに関する事項を掲載し、これまで課長等管理者以上としていた配布対象範囲を、指導的立場にある職員にまで拡大して周知を図っていた。

また、11月25・26日に開催された、管理監督者コーチング研修（本局にあっては専門官以上の職員、開発建設部にあっては本部課長補佐・上席専門官等・事務所課長・事業所副長以上の職員が対象）には、25名が受講していた。

現地監査の結果、指導的立場の職員は、人事評価の期首面談時に、課長等管理者から自らの役割について改めて認識させられているとのことであった。

小樽開発建設部では、幹部職員が、担当部門の指導的立場の職員全員と、課長等管理者と部下職員との橋渡しに係る業務実態と意識、コンプライアンスに係る各種の取組等について意見交換を行っていた。

#### ④ 部下職員の役割

部下職員は、業務の遂行に当たり報告・連絡・相談を徹底するとともに、同僚等も含め積極的にコミュニケーションを図ることとされているところであり、初級研修等の研修でコミュニケーション知識の習得が図られていた。

一方、現地監査の結果、職員研修室のイントラネットには、自己研修教材として、「職場における報告・連絡・相談のポイント（3段階レベル）」、「職場のコミュニケーションⅠ（基礎編）」が掲載されているが、部下職員は認知していなかった。

### （2）組織の一体感の醸成

全ての開発建設部において、創意工夫しながら、部門横断的な事業説明会や現場見学会、内部向け情報の発信等が行われていた。

地域活動への参加については、全ての開発建設部において、地域振興対策室、事務所等からのメールにより、全職員に参加の案内がなされていた。

## 2 相談しやすい体制づくり

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのハラスメントを防止していくことは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できるような働きやすい勤務環境を整備する上で重要な課題である。

これらの防止対策を効果的に進めていくためには、職員一人一人の意識啓発とともに、職員が相談しやすい体制づくりが必要であることから、その実施状況について監査した。

### （1）ハラスメントを予防するための取組

#### ① 研修

新規採用者は、人事院が主催する合同研修の中で「セクシュア・ハラスメントの防止」の講義を受講していた。

職員研修室では、各役職階層の新任時の研修（係長級、事務所課長級、課長級）で「ハラスメントの防止」の講義を設定しており、平成27年度は合計269名が受講していた。

どちらの講義にも、セクシュアル・ハラスメントだけでなくパワー・ハラスメントも盛り込まれていた。

## ② 啓発

12月に実施されたセクシュアル・ハラスメント防止週間において、コンプライアンス通信等を活用したセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止の職員への周知や、セクシュアル・ハラスメントに関するセルフチェック等により啓発を実施していた。

いくつかの開発建設部において、新たに非常勤職員に採用された者には、採用時に人事院作成のセクハラ防止リーフレットを配布していた。

## (2) セクシュアル・ハラスメントの相談体制

### ① 相談員への研修等

セクシュアル・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）の多くは、人事院北海道事務局主催の「セクハラ防止対策担当官会議」、「セクハラ相談員セミナー」に参加していた。

相談員に新た就任した際には、前任者から資料が引き継がれていた。

### ② 苦情相談窓口の周知

本局職員課は、本局並びに全ての開発建設部の苦情相談窓口及び相談員をイントラネットに掲載し、また、いくつかの開発建設部では、当該部局の相談員を掲示板に掲載し、周知を図っていた。

新たに非常勤職員に採用された者には、採用時に交付する「非常勤職員の勤務条件等について」を用いて、苦情相談窓口を説明していた。

### ③ 苦情相談を利用しやすくする工夫

苦情相談窓口については、現地監査（ヒアリング）を行った全ての職員が知っており周知は徹底されていた。しかし相談員はイントラネットに掲載されているが、その利用方法については掲載されていない。

また、苦情相談窓口に希望することを尋ねたところ、

- ・同性であっても面識のない相談員には相談しづらい
- ・相談を行うと、相談員であっても「職員」に知られることになるので、相談する前に、自分が受けている状況がセクシュアル・ハラスメントに該当するの否かについて、組織外の外部カウンセラーに相談したい
- ・匿名で相談したい

という意見があった。

地方整備局の状況を調査したところ、インターネットを用いた苦情相談窓口を設け、自宅のパソコンや携帯電話から書き込むことができ、匿名でも相談可能であることをイントラネットで周知している地方整備局があった。

### ④ 管理者が相談を受けた場合の取り扱い

現地監査において、開発建設部の管理者に、職員から相談があった場合には、どのように対応するかを聴取した。

その結果、多くの管理者が総務課に報告すると回答したが、直属の次長に報告すると回答した管理者もあり、職員から相談を受けた管理者の報告の取り扱いが決められていなかった。

⑤ 相談員の判断

「セクシュアル・ハラスメント相談員対応マニュアル」では、相談員は、セクシュアル・ハラスメントの有無を判断し、解決が困難な事案や内容が重大と判断されるような事案には、相談者の承諾を得た上で、任命権者及び本局職員課に連絡することとされている。

また、当該マニュアルのセクシュアル・ハラスメント苦情相談フローチャートでは、相談員は、必要に応じ任命権者及び本局職員課に報告することとされている。

このため、相談員が事案の軽重等の判断を行うこととなっているが、その手順は示されていない。

(3) パワー・ハラスメントの相談体制

① 問い合わせ先の周知

本局職員課が作成した啓発資料「パワー・ハラスメントの防止について」が、平成27年9月にメール送信された。当該資料は、職場内ミーティング等で活用することとされるとともに、イントラネット及びいくつかの開発建設部の掲示板に掲載されていた。

また、当該資料には、パワー・ハラスメントの問い合わせ先は本局にあっては職員課、開発建設部にあっては総務課であることが記載されていた。

② 相談しやすくする工夫

当該資料には、本局の問い合わせ先として、職員課の課長補佐及び上席開発事務専門官の内線番号が記載されていた。一方、開発建設部の問い合わせ先については、総務課と記載されているのみであった。

室蘭開発建設部では、平成22年10月からパワー・ハラスメント相談窓口を設置して総務担当次長と総務課長を相談員とし、その後、平成27年11月からは、若手の職員が相談しやすくなるよう総務専門官を相談員に加え、掲示板に掲載していた。

意見

- 1 コンプライアンス推進計画の風通しの良い組織風土づくりを実現するためには、開発建設部の自主性に任せるべきもの、本局からの助言や情報提供が不可欠であるもの、研修との連動が必要なもの等がある。

風通しの良い組織風土づくりの効率的な実現に向けて、本局及び開発建設部のコンプライアンス推進本部は、以下の点も踏まえて、取組を推進していくべきである。

- (1) 幹部職員による現場訪問の活用が求められる開発建設部が見受けられたことから、幹部職員と直接意見交換できる機会をより一層作るよう取り組むこと。
- (2) 課長等管理者の中には命令・解説・援助に関する認識が十分でない者もいたことから、本局はその知識の付与に努めること。
- (3) 管理監督者コーチング研修に参加した指導的立場の職員は少人数に限られていたことから、より効果的な啓発方法を検討すること。
- (4) イン트라ネットの自己研修教材については、風通しの良い職場づくりの実現に資するため、より多くの職員に活用されるよう周知の方法を検討すること。

2 相談しやすい体制づくりについては、本局及び各開発建設部が、ハラスメントを予防するために、研修や啓発を着実に実施していることを確認した。

引き続き、より相談しやすい体制が構築されるよう、以下の点も踏まえて、取組を推進していくべきである。

(1) セクシュアル・ハラスメントの相談体制

- ① 新たに非常勤職員に採用された者に対しては、引き続き、苦情相談窓口を丁寧に説明すること。
- ② 苦情相談窓口の利用方法を掲載するとともに、匿名での相談も受け付けるなど、より相談がしやすくなる方法を検討すること。
- ③ 管理者が相談を受けた場合の取り扱い方法を検討すること。
- ④ 相談員から任命権者及び本局職員課への報告の手順について、検討すること。

(2) パワー・ハラスメントの相談体制

開発建設部の問い合わせ先は総務課であることが周知されたが、相談者にとっては、「総務課」だけでは誰にどのように相談してよいか分からない。

また、パワー・ハラスメントは、原因者が上司である場合があり、相談者は匿名でなければ相談しづらいことが想定される。

以上のことから、職員がより一層相談しやすくなる方法を検討すること。

### 3 広報広聴活動について

## 監査項目等

### 1 監査の種別

一般監査（北海道開発局監査規則第5条第1号、第6条：定期的に行う監査）

### 2 監査項目

情報発信、地域とのコミュニケーションに関する取組

### 3 監査目的・監査内容

平成27年度本省定期監察では、国土交通省の使命を果たすには、地域住民等様々な関係者の協力が不可欠であり、そのような関係者と適切にコミュニケーションを行うことが重要であるとして、広報広聴に関する監査が実施された。

本監査では、本省定期監察の視点をふまえ、分かりやすく的確な情報発信と対外的コミュニケーションの場の確保が適切になされているか等の視点から監査を実施したものである。

### 4 監査対象箇所、監査期間及び監査方法

本局及び平成27年度本省定期監察の対象となった帯広開発建設部を除く全開発建設部を対象に書面監査を実施したほか、以下の現地監査（面談監査）を実施した。

#### 【現地監査実施概要】

監査対象箇所	監査期間
稚内開発建設部	平成27年12月16日
留萌開発建設部	平成27年12月24日
釧路開発建設部	平成28年 1月18日

## 1 報道機関への対応に関する取組

### (1) 報道機関対応に関するマニュアルの整備と職員に対する周知徹底の状況

全ての開発建設部が、日常の報道発表や取材対応に関するルールやマニュアルを整備していたほか、多くの開発建設部が、当該情報の電子掲示板への掲載や部内各課等への周知により、組織的に報道対応にあたる環境を整えていた。

なお、本局広報室が、その対応水準を全局的に高める目的をもって「報道発表マニュアル」や「報道機関との対応マニュアル」作成しており、これを自らのマニュアルとして活用する開発建設部も確認された。

また、円滑な災害時広報に向け、全ての開発建設部が対応マニュアルを整備しているほか、災害時の広報班員を集めた打ち合わせや勉強会の開催等、平時から広報班員に具体的な役割を認識させることで広報業務への経験が浅い職員の不安の払拭にも資する取組が講じられていた。

しかし、いくつかの開発建設部では、当該打合せ等が年度の後半を迎える頃に開催されており、春の人事異動等で広報班員に組み入れられることとなった者へのフォローをもっと早期に行っておくべきと思われるケースが見られた。

### (2) 報道機関対応のスキルアップを目的とした講習の実施状況

全ての開発建設部において、報道発表や取材対応に従事する職員を対象に、本局広報室の職員を講師に招聘したスキルアップセミナーを開催しており、本局広報室と開発建設部との連携の下、報道機関対応の水準を全局的に高める取組が行われていた。

さらに釧路開発建設部は、NHK釧路放送局の記者を講師に招き、「記者が求める行政機関の広報対応」をテーマとした講演会を開催することで、部内職員に対し、より説得力高く報道機関対応のポイントを解説する機会を設けていた。

## 2 ホームページ等を用いた情報発信の取組

### (1) 的確なホームページ管理の状況

いくつかの開発建設部のホームページでは、管内事業紹介等のページの記載内容が、過年度に掲載された時点から更新されていない結果、事業の進捗状況等に関する表現が現況と合致していない状況が見られ、この原因は、いずれも情報の担当課による見落としであった。

一方、稚内開発建設部では、「稚内開発建設部インターネットホームページ運営要領」を定めて各コンテンツの管理担当課を明確にするほか、広報官付職員と各課担当者間の情報精度の保持に係る意思疎通を徹底しているということであり、実際に現状から乖離する情報の掲載は見られなかった。



同様に留萌開発建設部においても、随時、課所長会議等の場を通じて各課が掲載情報のチェックを日頃から行うよう啓発することで、各課の意識も定着する傾向にあるということであり、こちらも現状と合致しない情報の掲載は見られなかった。

さらに、大きなコンテンツ量を扱う本局ホームページの管理においては、局内各課ごとにホームページ担当者を指定して日頃から掲載情報の点検を行わせているほか、毎年度、一斉に古い情報やリンク切れの放置がないかをチェックさせる等、掲載情報の精度を保つ取組が組織的に行われ、成果を上げていた。

## (2) 地域住民への情報発信を意識したホームページコンテンツの充実

各開発建設部によって趣向を凝らし、WEB版広報誌や「トピック」、「活動紹介」等と称する短編記事の掲載に取り組んでいた。

稚内開発建設部では、「地域における開発建設部の活動を目に見えるようにする」という目的を明確に定め、イベントや講習会、各種訓練等の様子を写真を中心とした短い記事で頻繁かつ継続的に紹介していた。短編であることや部内報の役割を兼ねることが、寄稿担当者の負担の軽減につながり、広報活動として着実に定着しているということであった。



(稚内開発建設部ホームページ「トピックス」)

函館、小樽、旭川、釧路、網走、留萌の各開発建設部でも、従来のWEB版広報誌からの移行、あるいは併用により、短編の記事を頻繁に掲載しており、当該コンテンツに対する外部からのアクセス数も毎月一定の実績が計上され、閲覧者のニーズにマッチしたコンテンツとなっていた。

さらに、釧路開発建設部は、平成27年9月から「現場 now」と称するコンテンツを設け、管内の主要道路工事の進捗のほか、最新の施工内容等について紹介するページを試験的に開設していた。当該コンテンツに対しては、地元報道機関から有益な内容であるとする評価の声が寄せられているほか、外部からのアクセス数も、10月に658件、11月に733件、12月に852件と非常に高い実績を記録し、局外からの関心を集めるコンテンツとなっていた。

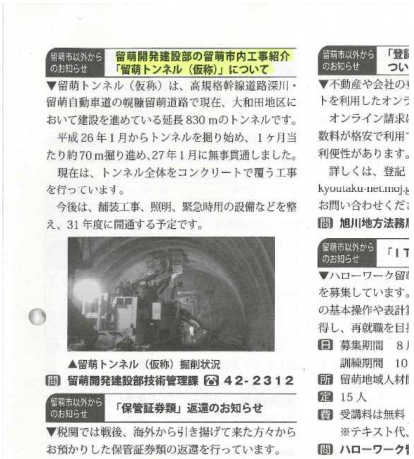


(釧路開発建設部ホームページ「現場 now」)

(3) その他の情報発信の取組状況

いくつかの開発建設部において、地域の特性も加味しながら、地域FMやメールニュースを活用した情報発信に取り組んでいた。

また、留萌開発建設部では、同部が留萌市内で進める事業等について、平成27年度から留萌市の協力の下、同市広報誌の紙面上で紹介する取組を開始していた。



(留萌市広報誌7月号の紙面における留萌開発建設部事業の紹介)

3 現場見学会等による対外的コミュニケーションの取組

(1) 現場見学会の開催情報の的確な提供

全ての開発建設部が、ホームページにて、現場見学会への参加を検討する地域住民等を念頭に置いた情報提供を行っていたが、現場見学会の情報を絞って情報を集めようとする閲覧者の視点に立っているかについては、やや不十分な状況が見られた。

例えば、多くの開発建設部が参加者の条件を示すために「一般募集」という表現を用いているが、開発建設部によっては、個人・団体の別なく誰でも利用可能という意味で用いる場合と公益性ある団体に限定している場合とがあり、同じ表現ながらもその内容に違いがある状況は、閲覧者に誤解を与えるおそれがある。

さらにいくつかの開発建設部のホームページでは、募集内容の詳細を掲載しているものの、現場見学会の募集ページではなく、報道機関向けの報道発表ページにおいてのみに掲載しているため、見学会メニューリストから閲覧に入った者が最新情報を見落とす可能性があった。

このような中、留萌開発建設部では、各企画の詳細が決定される都度、別途設ける詳細情報のページ(報道提供ページを含む)へのリンクを貼ることで、利用者が必要とするであろう情報への入口からスムーズに辿りつけるよう、ホームページ利用者の目線に立ったページを構築していた。



(留萌開発建設部ホームページ 現場見学会開催情報一覧(左) リンク先の詳細情報(右))

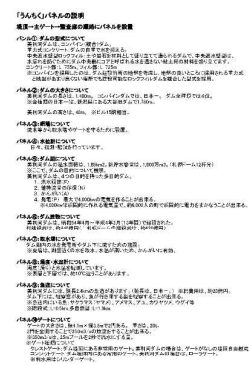
## (2) 現場見学会等に対する工夫

現場見学会等の開催に当たって、多くの事務所等では、専門用語を極力使用せずに平易な言葉で説明する、参加者に応じて説明内容や資料を変更する、参加者が児童・生徒の場合、参加・体験することを取り入れる、などの参加者の理解や興味を得るための工夫に努めており、また、終了後には、反省点・改善点等を検討するなどしており、多くの事務所等では、現場見学会等をよりよいものとするための取組が行われている。

また、説明者によって内容に偏りが出ないように、又は、経験の浅い職員であっても説明を行いやすいように説明内容のマニュアルの作成したり、過去の現場見学会等での実際の質問等を基に作成したQ & A集や説明用のうんちく集を整備して、説明内容の向上に役立てている事務所もある。



(忠別ダム 説明内容マニュアル)



(美利河ダム うんちく集)

## (3) 現場見学会等による意識・能力の向上

現場見学会等において説明を担当した職員からは、説明することは良い刺激になる、説明することで自分たちの仕事が必要とされていることが感じられる、参加者からの感謝の声が仕事上のモチベーション向上につながる、など現場見学会等で説明すること、直接市民からの声を聞くことが、職員の仕事に対する意欲の向上につながっているとの意見があった。さらに、分かりやすい説明に努めることが、説明スキルの向上につながったという意見もあった。

また、多くの事務所等では、若手職員を現場見学会等に同行させ、先輩職員の説明等を見せたり、さらには、若手職員が説明する機会を設けたりするなど、若手職員説明能力等を向上させるよう努めている。

このように、現場見学会等は、一般市民等へ、直接当局の事業等をPRし、当局の事務・事業に対する一層の理解を得られるような機会であるとともに、地域からの声を聞き、どのように評価されているかなどを感じることが出来る地域とのコミュニケーションの場である。また、担当する職員にとっては、説明能力の向上、組織への誇りや仕事に対する意欲の向上につながるよい機会でもある。よって、事務所等においては、引き続き、現場見学会等に積極的に取り組むことが重要である。

## 4 広報広聴活動に関するフォローアップの取組

各開発建設部は、毎年度の広報広聴行動計画を策定するにあたり、前年度の広報広聴行動計画の進捗状況を踏まえた計画の策定を行っていた。

小樽、室蘭、稚内の各開発建設部は、活動実績に対するチェックのほか、四半期毎に幹部会議等の場を用い、広報広聴活動の推進状況に係る実績を共有していた。

稚内開発建設部では、各課の報道発表がどのような掲載に結びついたかを報告することで、以降の報道発表において、より充実した情報を発信しようとする意識を組織的に高めているということであった。

さらに、函館、旭川の両開発建設部は、毎月の幹部会議において、毎月の実績を共有し、組織内における広報マインドの向上に資するきめ細やかな取組を行っていた。

## 意見

本局及び各開発建設部が、良好な対外的コミュニケーションを図るために様々な広報広聴活動にそれぞれ取り組んでいることはもちろん、開発局全体の広報スキルの向上のため、必要に応じて本局と開発建設部間の連携が図られている状況が確認できた。

引き続き、良好な対外的コミュニケーションの効果を開発局全体で実感することができるよう、以下の点も踏まえ、取組を推進していくべきである。

- 1 災害時広報について、いつ大規模災害が発生しても円滑に対応できるよう、人事異動等で新たに広報班員となった者に対するその業務内容等の説明や習熟機会の提供の早期実施に努めること。
- 2 ホームページコンテンツの管理に関し、情報を掲載した課自らによる定期的なチェックを促す取組を全局的に定着させること。
- 3 現場見学会の開催案内情報のホームページでの提供について、閲覧者が必要とする最新情報を円滑に入手できることを最優先に、その利便性をさらに向上させること。